

熊本市障がい者生活プラン（素案）に関するパブリックコメントの結果について

1 目的

熊本市障がい者生活プラン（素案）について、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき実施した。

2 意見募集期間

令和5年12月25日～令和6年1月24日

3 意見募集の方法

熊本市ホームページ掲載、障がい福祉課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでの縦覧。

4 意見の提出状況

意見を提出された方の人数	8名
ご意見の件数（まとめりごと）	54件

5 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり

※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきました。

（内訳）

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの	10件
----------------------------	-----

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの	4件
---------------------------------------	----

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの	21件
-----------------------	-----

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの	12件
--	-----

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの	7件
--------------------------	----

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方（主なもの）

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案 4～6 ページ	基本目標 1 の障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験について、過去 5 年間の検証を行ったうえで、目標値は 0% を目指すべきである。	最終的に目指すべき姿としては、ご意見のとおり 0% であると考えておりますが、目標値は当事者アンケートの結果を踏まえて 20.0% とし、引き続き理解促進の取組を進めてまいります。	対応 3 (説明・理解)
	基本目標 2 の障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援や相談の体制が整っていると思う割合について、整っていないことを容認したかのようにみられかねないため、目標値は 100% でなければならないと思う	最終的に目指すべき姿としては、ご意見のとおり 100% であると考えておりますが、目標値は当事者アンケートの結果を踏まえて 52.0% とし、障がいのある方が安心して暮らせるための支援や相談体制の充実を図ってまいります。	対応 3 (説明・理解)
	基本目標 4 の本文に「障がいのある人が日常生活において地域で安心して暮らすことに加え災害発生時においても障がい特性に配慮した支援や安全の確保…推進します。」のような表現を追記すべきと思います。	ご意見のとおり、「障がいのある人が日常生活において地域で安心して暮らすことに加え災害発生時においても障がい特性に配慮した支援や安全の確保、防犯対策を推進します。」に修正しました。	対応 1 (補足修正)
	基本目標 4 の熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思える割合について、過去 5 年間の検証を行ったうえで、目標値は 100% でなければならないと思う	最終的に目指すべき姿としては、ご意見のとおり 100% であると考えておりますが、目標値は当事者アンケートの結果を踏まえて 55.0% とし、現プランの検証と次期プランに掲げる施策の推進に取り組んでまいります。	対応 3 (説明・理解)

<p>素案 19 ページ</p>	<p>(4) 行政等における合理的配慮の充実について この項目全体を通しての表現について、「行政等、職員等、行政サービス等」の表現は民間事業者が含まれないと誤解されることが懸念されるため、民間事業者の表現を追記すべきと思います。</p>	<p>施策の方向性「(4) 行政等における合理的配慮の充実」の内容は、行政における取組であることから、民間事業者の表現は記載していません。より分かりやすい表現とするため、「(4) 行政における合理的配慮の充実」に修正しました。民間事業者に対しては、引き続き障がい者サポーター研修や各種リーフレット等を活用し、障がいを理由とする差別の解消を推進してまいります。</p>	<p>対応 3 (説明・理解)</p>
<p>素案 22 ページ</p>	<p>イ選挙における合理的配慮について 特別支援学校の生徒や保護者等にも選挙管理委員会などが「代理投票」がある事をもっと周知してほしい。また、投票所でも「代理投票」を申しでたり障害者手帳をみせたら「代理投票」をできるようにしてほしい。 さらに、選挙公報のやさしい版を発行してほしい。</p>	<p>代理投票制度の周知については、特別支援学校の生徒や保護者向けに選挙出前講座で説明する等の取組を行っております。 また、投票所の入口付近では選挙用のコミュニケーション支援ボードを用意し、支援ができる体制をとっています。 さらに、選挙公報については、法で候補者が作成した掲載文を原文のまま掲載することとなっています。</p>	<p>対応 4 (事業参考)</p>
<p>素案 34 ページ</p>	<p>①医療的ケア及び重症心身障がい児への支援体制の充実について 医療的ケア児及び重症心身障がい児のためのレスパイトケアと読み取れますが、厚生労働省のレスパイトケアの在り方の報告では、本人および家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとなっているため、「医療的ケア児及び重症心身障がい児が、自宅中心で地域生活を営んでいくための医療型短期入所などの整備や家族を含めたレスパイトケアの充実を図ります」の表現でどうか。</p>	<p>家族に対するレスパイトについては、同ページの「②家族への支援体制の充実」の中でご意見の趣旨を盛り込んでいます。 なお、当該項目は、医療的ケア時及び重症心身障がい児の家族に対する支援施策を、ソフト面の取組（サービスの提供体制の充実）と、ハード面の取組（医療型短期入所の施設整備）に分けた文章構成としております。</p>	<p>対応 3 (説明・理解)</p>

<p>素案 48 ページ</p>	<p>②自家用車による外出の支援について 「施設への車椅子駐車場整備を促進します。」等の表現を追記すべきと思う。</p>	<p>車いす利用者用駐車施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」で定められています。ご意見については、今後の取組に関する参考とさせていただきます。</p>	<p>対応 4 (事業参考)</p>
<p>素案 52 ページ</p>	<p>④NET119 やFAXを活用した緊急通報の利用促進について 熊本市（消防本部）ではLive119 を推奨していることから「NET119 やFAX、Live119 などを活用した緊急通報の利用促進」としてはいかがでしょうか。</p> <p>⑥福祉避難所の拡充及び福祉こども避難所の整備について 発災直後に一次避難所で障がい者の判定やトリアージをする事は極めて難しいと思われる。福祉避難所や福祉こども避難所に直接避難できる当事者や家族の対象を広げるとともに、平時のうちにあらかじめ登録しておき、支援学校等での避難訓練を近隣住民らと一緒に繰り返し開催できるように避難計画や協定等の見直しに取り組み、障がい児者や家族が決して取り残されないようにしてほしい。</p>	<p>NET119 やFAX を活用した緊急通報とは、障がい者の方が119 番通報できる手段としてサービスを提供しているものであり、LIVE119 とは利用目的が異なるシステムになりますので、素案に記載している内容のとおりとさせていただきます。</p> <p>福祉避難所とは、災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、指定避難所等での生活が困難な方（要配慮者）を対象に滞在させることを想定した二次的な避難所です。また、福祉こども避難所とは、震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は災害救助法が適用された場合に開設される避難所です。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>対応 3 (説明・理解)</p> <p>対応 4 (事業参考)</p>
<p>素案 53 ページ</p>	<p>⑦災害時の生活再建に向けた支援について 「被災者に対し住宅確保のための支援や相談体制を充実させます」等の表現を追記すべきと思います。(住まいが被害を受けられた障がい者は特に住まいの確保に課題が多く恒久的な住まいの確保のためには様々な支援と相談体制の整備が必要)</p>	<p>ご意見を踏まえて、「災害時においては、障がい者相談支援センターやNPO 法人等の関係機関・団体と連携を図りながら障がいのある被災者の見守りを行うとともに、相談体制を充実させ、住宅確保等の生活再建に向けた支援を実施します。」に修正します。</p>	<p>対応 1 (補足修正)</p>

<p>素案 54 ページ</p>	<p>①住宅改造や改修に対する支援について 「障がい者団体等との情報共有や研修等を行うことにより、リフォームヘルパーの資質の向上を図る」や「改修に関わる関係者の資質の向上のために研修等を実施し、多様なニーズと障がいの様々な状況に応じた改修を推進する」等の表現を追記すべきと思います。(改造や改修がそれぞれの障がい者のニーズや課題解消により良い形でつながるように)</p>	<p>本市の障がい者住宅改造におけるリフォームヘルパー(住宅改造居宅介護支援員)の派遣については、建築士及び理学療法士の専門職に派遣を依頼しており、リフォームヘルパー(住宅改造居宅介護支援員)の資質向上について、本プランに盛り込むことは困難ですが、多様なニーズと障がいの様々な状況に応じた改修を推進するよう引き続き努めてまいります。</p>	<p>対応 3 (説明・理解)</p>
<p>素案 55 ページ</p>	<p>③障がい者の居住支援について 「住宅の確保に課題を抱える方」は「住宅の確保に配慮を要する方」等の表現の方が望ましいと思います。(住宅確保要配慮者) また、「連携して、入居にかかる相談支援等を行います」は「連携してセーフティネット住宅の登録促進や相談体制の充実を図ります。」等の表現の方が望ましいと思います。</p>	<p>「熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の記載に合わせ、「住宅の確保に課題を抱える方」を、「住宅の確保に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)」に修正します。 また、入居にかかる包括的な支援を行ってまいりますので、「入居にかかる相談支援等」を「入居にかかる支援」に修正します。</p>	<p>対応 1 (補足修正)</p>

※「障がいの表記について

このプランでは、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名詞等については、「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。